

# 水道使用者の皆様へ 水道料金改定のお知らせ

令和8(2026)年4月1日から  
水道料金の値上げをさせていただきます。  
同年6月以降の検針分から、  
値上げ後の料金でご請求いたします。

## 1 改定前後の料金表 (税込・1か月につき)

用途	口径	改定します 準備料金			水量料金(1㎡につき) 改定しません		
		改定前	改定後	値上げ額			
一般	13mm	858円	1,320円	462円	1~10㎡ 71.5円	11~20㎡ 115.5円	21㎡~ 176円
	20mm	2,090円	3,212円	1,122円			
	25mm	3,850円	5,918円	2,068円			
	30mm	8,250円	12,683円	4,433円	176円		
	40mm	14,300円	21,967円	7,667円			
	50mm	22,000円	33,781円	11,781円			
	75mm	52,800円	81,081円	28,281円			
	100mm	90,200円	138,512円	48,312円			
150mm	198,000円	304,040円	106,040円				
浴場営業用	一般と同じ				55円		
臨時給水	一般と同じ				440円		
共用給水装置	一般と同じ				71.5円		

準備料金と水量料金の合計が水道料金です

水道料金は**準備料金**(使用の有無にかかわらずお支払いいただく基本料金)と**水量料金**(使用水量に応じてお支払いいただく従量料金)の合計額をお支払いいただいております。今回の改定では、**準備料金は値上げいたしますが、水量料金は値上げいたしません。**

## 2 料金改定の背景

### 老朽化した施設等の更新、施設等の耐震化に係る経費の増加

安全で安心な水を供給するために必要な浄水場などの施設や水道管は、設置から年数が経過しており、老朽化していることから更新していかなければなりません。また、地震に備えて耐震化する必要もあります。

法定耐用年数40年を経過した管路延長  
(令和6年度末時点)

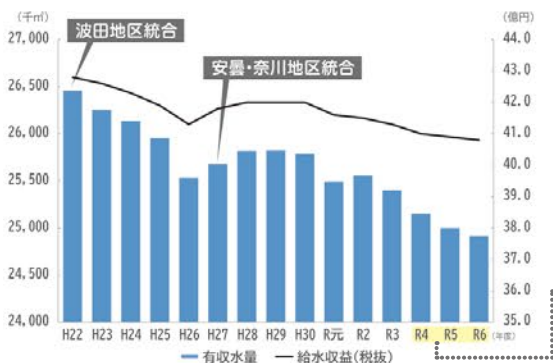
松本市上下水道局が管理する水道管の総延長は約1,827kmに及びます。これは、松本市から沖縄県宮古島までの距離に相当します。

約449km  
(総延長の24.6%)

令和2年度 配水本管耐震化工事の様子



### 水道料金収入の減少



人口の減少や節水機器の普及により水需要が減少し、年間有収水量、給水収益ともに年々、減少傾向にあり、今後も減少していく見込みです。

※『有収水量』とは、料金ご請求の対象となった水量です。

※『給水収益』とは、お支払いいただく水道料金による収入です。

R4~R6の給水収益は、水道料金負担軽減事業による補助金を給水収益とみなして試算した金額です。

裏面もご覧ください➡

### 3 水道料金の確認方法

2か月に1回実施する検針後にポストなどに投函する「使用水量のお知らせ」で「メーター口径」、「使用水量」、「請求予定金額」を確認できます。

使用水量のお知らせ		水道番号	
所在地	<b>見本</b>	様	
氏名			
令和 年 月 期分	メーター口径 13 m/m	下水道料金体系	下水道 (旧松本)
ご使用期間 月 日 ~ 月 日	番号	下水道設定区分	
請求予定金額		使用水量	9 m <sup>3</sup>
水道料金 (請求月: 月)	3,270円	使用汚水量	9 m <sup>3</sup>
下水道使用料 (請求月: 月)	2,900円	今回検針	28 m <sup>3</sup>
※消費税および地方消費税相当額を含みます。		前回検針	19 m <sup>3</sup>

#### メーター口径

各使用者が水道本管から取り出している管の太さです。松本市の使用者の約92%が13ミリ口径を使用しています。

#### 使用水量

前回の検針から今回の検針までに使用した水量です。

#### 水道料金の請求予定金額

検針日の翌月に水道料金(2か月分)を請求させていただきます。

### 4 料金改定に関するお問い合わせ(Q&A)

#### Q なぜ水道料金を値上げするの？

**A** 水道事業は、水道使用者の皆様からお支払いいただく水道料金で運営しています。現在の料金のまま運営を続けると、令和7年度以降は赤字が続き、令和11年度以降、事業運営が困難になることが見込まれています。人口の減少や節水機器の普及により水需要が減少し、収入が減少していく一方、老朽化が進む水道施設等の更新や耐震化には、多くの費用が必要となっています。将来にわたり、安全で安心な水道水を安定して届けるため、料金を値上げさせていただくものです。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### Q 赤字分を市からもらえないの？

**A** 水道事業の運営は、法律で「独立採算制」が原則となっています。「独立採算制」とは、「水道使用者の皆様からお支払いいただく水道料金で水道事業を運営する費用を賄う」ということです。そのため、市(一般会計)から不足分をもらうことはできません。

#### Q 下水道使用料は改定するの？

**A** 今回は、水道料金のみ値上げします。下水道使用料は改定しません。

料金改定に関する詳細はこちらをご覧ください。(市ホームページ)



#### 令和8年4月検針分から水道料金割引制度を始めます

納入通知書のペーパーレス化や印刷及び発送等に要する経費を削減するため、「水道料金の口座振替」と「松本市上下水道局WEB照会サイト」の両方を登録していただいているお客さまを対象に、令和8(2026)年4月検針分から水道料金の割引制度を始めます。

口座振替1回につき、水道料金を100円(年間600円)割引いたします。※再振替は、割引制度の対象になりません。

●水道料金割引制度、松本市上下水道局WEB照会サイトの詳細は下記の市ホームページをご覧ください。

水道料金割引制度について



松本市上下水道局WEB照会サイト



#### お問い合わせ先：松本市上下水道局

- 料金に関すること  
0263-48-6810 (水道料金センター)
- 料金改定の経過、改定理由に関すること  
0263-48-6800 (総務課)
- 水道料金割引制度に関すること  
0263-48-6850 (営業課)
- 施設の更新、耐震化に関すること  
0263-48-6830 (上水道課)
- Eメールでのお問い合わせ  
sui-somu@city.matsumoto.lg.jp